

2024年7月29日



の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、2024年10月1日から、「明治安田のかんたん・おてごろ団体保険」＜無配当総合福祉団体定期保険＞（以下「本商品」）を発売します。

本商品は、企業・団体における福利厚生制度の効率的な拡充ニーズをふまえ、現在販売中の、企業・団体の弔慰金・死亡退職金などの財源確保を目的とした「総合福祉団体定期保険（有配当・無配当扱特約付）」を改定した商品です。

配当方式を無配当とし、死亡保障に特化^{（注1）}したシンプルな保障内容とすることで、企業・団体は、より低廉な保険料で“おてごろ”に弔慰金などの財源を確保いただくことができます。あわせて、従業員・所属員等の健康増進に取り組み、健康経営優良法人^{（注2）}の認定を受けている企業・団体に対しては、保険料割引制度で応援します。また、インターネット上での手続きを可能とすることで、企業・団体の事務負担が軽減され、より“かんたん”に制度を導入、ご活用いただくことができます。

当社は、今後も多様なお客さまのニーズをふまえた商品開発を通じ、お客さまに安心をお届けするとともに、健康づくりを応援してまいります。

「明治安田のかんたん・おてごろ団体保険」の主な特長

- | | |
|------|--|
| 特長 1 | 死亡保障に特化した保障内容と低廉な保険料で福利厚生制度の充実を支援 |
| 特長 2 | 保険料割引制度で健康経営 ^{（注3）} の取り組みを後押し |
| 特長 3 | デジタルを活用した手続きで事務負担を軽減 |

（注1） 保障内容は死亡保障のみで、高度障害の保障はありません

（注2） 地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営[®]を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する経済産業省の認定制度

（注3） NPO法人経営研究会の登録商標です

【ご照会先】
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

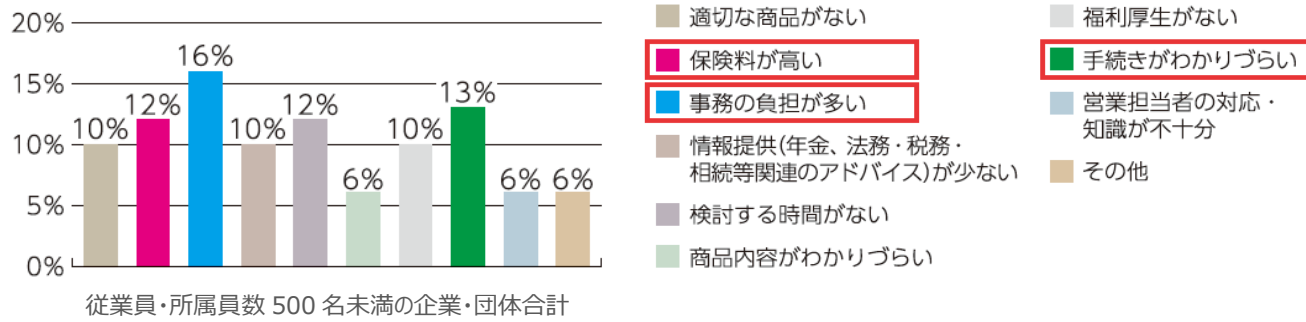


1 開発背景

企業・団体にとって人材の確保・定着は経営の最優先課題の一つであり、従業員・所属員等の勤労意欲の向上につながる福利厚生制度を充実させることは、その課題解決に向けた手段の一つといえます。しかしながら、従業員・所属員数が少ない企業・団体ほど、総合福祉団体定期保険未導入の傾向があり、従業員・所属員等の福利厚生制度の充実に向けて、「事務負担」「費用負担」の面で課題を感じている経営者は少なくないと考えられます。こうした状況を背景に、当社は既存の商品と比べて事務負担が少ない“かんたん”で、シンプルな保障内容とすることで低廉な保険料とした“おてごろ”な、本商品を開発しました。

総合福祉団体定期保険の未導入理由

＜出典：2023年3月当社実施アンケート＞



2 商品概要

保障内容は死亡保障のみで、被保険者が死亡した場合に、保険金受取人へ死亡保険金をお支払いします。

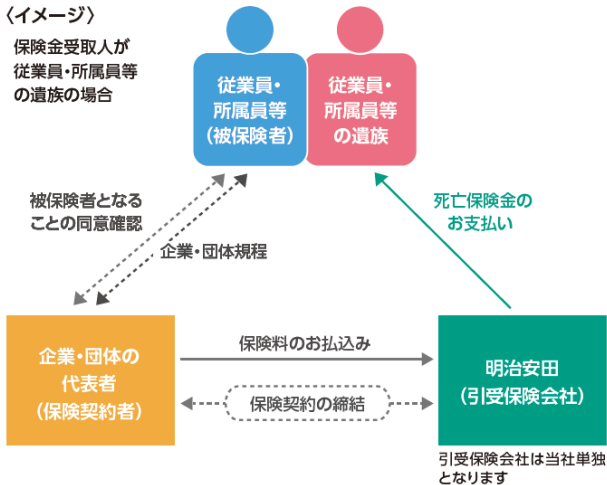
・契約形態

加入方法	契約者	被保険者	保険金受取人
全員加入	企業・団体の代表者	従業員・所属員等	被保険者の遺族 ^(注4)

・主契約

	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡したとき

(注4) 被保険者の同意を得たうえで、契約者とすることが可能です



3

商品の特長

(1) おてごろな保険料

当社で現在販売中の総合福祉団体定期保険（有配当）と比較して、低廉な保険料となります。
月払保険料（被保険者年齢40歳、男女比6：4、配当控除前、割引適用なし）

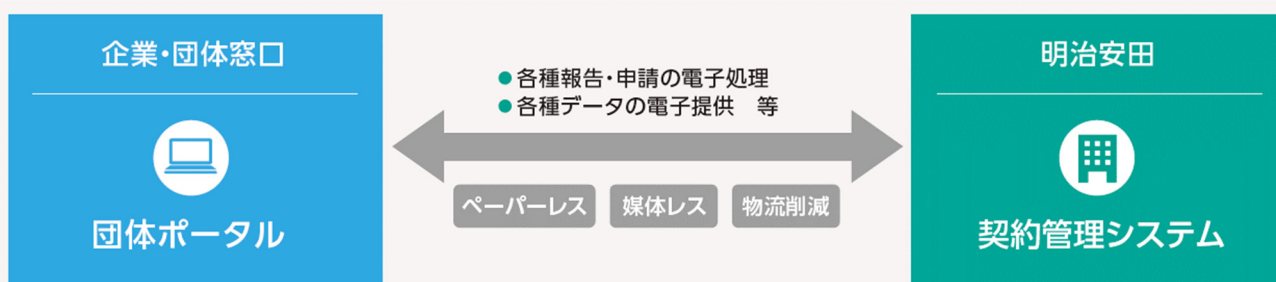
被保険者数	本商品		総合福祉団体定期保険（有配当）	
	保険金額 100万円	保険金額 200万円	保険金額 100万円	保険金額 200万円
20名	3,940円	7,880円	5,360円	10,720円
50名	8,900円	17,800円	12,250円	24,500円
100名	17,800円	30,000円	24,500円	42,000円

以下の条件を充足する契約者からのお申し出により、保険料を割り引きます。

割引の種類	割引条件
健康経営優良法人認定割引	健康経営優良法人の認定を受けているとき

(2) かんたんな手続き

無料の事務インフラである「団体ポータル」を活用することにより、申し込み手続きから、ご契約後の各種事務手続きをインターネット上で効率的に行なうことができます。



<企業・団体窓口にとってのメリット>

- 手続書類の授受が原則不要となり、発送等にかかる作業時間と費用を削減（一部書類を提出いただく手続きがあります）
- 手続書類への団体印押印は原則不要（一部書類は押印が必要です）
- チェック機能により記入漏れが防止できるため、手続書類の確認作業を軽減

このニュースリリースは商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。
詳細につきましては、商品発売以降、「ご契約のしおり」・「約款」等をご覧ください。

以上